

株式会社関西美研

◇返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に
本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した
場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社日以降1ヶ月以内の場合はサービス利用料の70%を返還するものとする
- (2) 入社日以降1ヶ月より2ヶ月以内の場合はサービス利用料50%を返還するものとする
- (3) 入社日以降2ヶ月より3ヶ月以内の場合はサービス利用料30%を返還するものとする

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

有料職業紹介事業許可番号/27-ユ-302761

事業所 株式会社関西美研
大阪府枚方市高田丁目15―57